

コミュニケーション能力の萌芽
一言語習得を幼児の母語習得の側面から

伊 藤 恵美子

愛知東邦大学

コミュニケーション能力の萌芽 — 言語習得を幼児の母語習得の側面から —

伊 藤 恵美子*

目次

1. はじめに
2. 研究の枠組み
 - 2.1 言語習得研究とは
 - 2.2 第一言語習得の理論
3. 幼児教育の指針
 - 3.1 幼児教育に関する法令
 - 3.2 2008年「幼稚園教育要領」改訂の背景
 - 3.3 言語の扱い
 - 3.4 規範意識の扱い
4. まとめて代えて—第一言語習得と規範意識を教育の観点から—

1. はじめに

コミュニケーション能力とは、どのような能力であろうか。

コミュニケーション分野でコミュニケーション能力を定義する際に広く用いられている Spitzberg (1989; 260) によれば、コミュニケーション能力は行為者の動機・知識・スキルの機能であるとされる。この構成概念は現在一般的に支持されているものの、今後は概念においても能力の測定においても構成要素を統合する研究が必要であると言う (Spitzberg, 1989; 260)。

日本学術会議が公表した参照基準によれば、コミュニケーションは社会的コンテキストの中で人と人との間で行われる相互行為で、言語コミュニケーション能力とはある社会において言語を適切に使用できる能力と定義され、その構成要素として文法能力・ディスコース能力・社会言語能力・方略能力が挙げられている (日本学術会議, 2012)。

換言すれば、コミュニケーションは、いわゆる (狭義の) 文法 (grammar) を知っているだけでは成立し得ないのである。ある社会において言語を適切に使用できるということは、単に文法的に正しい文が生成できるだけではなく文を越えて談話 (discourse) を適切に構成できること、その言語が使われている社会文化について了解していること、そして対話が暗礁に乗り上げないためのストラテジー (strategy) を兼ね備えていることを意味する。

* 愛知東邦大学経営学部

ここから、統語能力・談話能力に加えて社会文化的な能力の重要性が浮かび上がる。社会文化的な能力とは、ある言語が使われている社会に共通する規範に基づくもので、その社会の構成員として成長する過程で身につけるとされている。生得的能力でないのなら、いかにして子どもはそれを身につけていくのだろうか。

本稿は、母語習得、すなわち幼児が言語を習得するとはどういうことなのかを考える手始めとして、「幼稚園教育要領」に提示されている幼児教育に焦点をあてたい。

2. 研究の枠組み

2.1 言語習得研究とは

コミュニケーション能力は言語習得 (language acquisition) と関わりが深く、言語を習得するとは言語に纏わる能力が発達していくことである。

言語習得の分かりやすい例として、日本在住のマジョリティを挙げよう。日本人の両親の下に生まれる子どもは養育者が専ら日本語を話す家庭で育つので、子どもの母語 (mother tongue) は自然と日本語になり、日本語は子どもが身につける一つ目の言語なので第一言語 (first language) と言う。その子どもが英語を使う場合、英語は二つ目に身につける言語なので第二言語 (second language)、日本のように英語が公用語 (または国家語) でない所で使えば外国語 (foreign language) と呼ぶ。ちなみに、近年日本で増加している、外国 (例えば、ブラジル) をルーツに持つ子どもの母語は家庭で話す言葉 (例えば、ポルトガル語) で、これが第一言語である。家庭の外、地域社会や学校で日常的に使う日本語は外国語ではなく、第二言語と言う。

このように言葉の発達 は母語話者 (子ども) については第一言語習得 (first language acquisition)、非母語話者 (外国人) については第二言語習得 (second language acquisition) と区別されているが、第一言語習得研究の知見の多くは第二言語習得研究に採り入れられている。第二言語習得研究は従来どおり文法項目の習得順序等の探究も行われているものの、グローバル時代を迎えて母語を異にする人々の間で交わされるコミュニケーションが重視されるようになり、実際に言葉が使われる際の幅広いルールの解明が急務とされている。

2.2 第一言語習得の理論

子どもの言語がどのように発達するかという問いについて、言語習得の分野では主に行動主義 (behaviorism)・生得説 (innatist)・インターアクション (interaction) の3つの考え方が示されている (ライトバウン・スパダ, 2014: 16)。

行動主義とは、前世紀中葉に心理学の影響を受けてアメリカで生まれた学習理論である。B. F. Skinnerに代表される行動主義者は、刺激に反応して行動が習慣化されていくのと同様に、子どもは養育者などの周囲の言語を模倣し、正しい言い方を練習したり褒められたりすることを繰り返すうちに言語が発達していくと考えた。

それに対して、言語学者N. Chomskyは、子どもは周囲から文法的に正しい文だけでなく非文

(文法的に正しくない文) や言い間違いも耳にするのに⁽¹⁾、その正否が判断できることや、一度も聞いたことがない文を正しく生成できることから、子どもは言語を発達させる言語獲得装置(LAD : language acquisition device) を脳に持っているとする生得説を提唱した。

人は生まれながらに言語獲得装置を持っているとしても外界からの刺激がなければ子どもの言語発達には難しいだろうと考える発達心理学者は、子どもの生得的能力と周囲のインタラク션을重視し、言語習得は子どもが学ぶ能力の一部だとした。子どもの言葉について、J. Piaget は、幼児は伝達機能のない「自己中心語」が多いが、成長するにしたがって思考が社会化して自己中心語から伝達機能のある「社会的言語」へ発達していくと考えた(内田, 2008: 121)。他方、L. S. Vygotskyは、伝達機能を持つ言葉を「外言」、思考の機能を持つ言葉を「内言」と命名し、言葉はもともと伝達手段として発達するが5歳頃に外言と内言に枝分かれするので、J. Piagetの言う自己中心語は外言が内面化する過渡期の不完全な内言だと考えた(内田, 2008: 122)。

Vygotskyの認知発達に対する考えを理解する上で重要な概念に「最近接発達領域(ZPD : zone of proximal development)」がある。「最近接発達領域」とは、問題解決をするときに子どもが独力で成し遂げられることと周囲の援助を受けて成し遂げられることとの間の距離と説明され、その際に子どもの現在の遂行レベルに合うように、援助を調整して、援助の質を変化させることを「足場づくり(scaffolding)」と言う(パーク・ウインスラー, 2001: 145)。子どもは足場によって独力で問題を解決できるようになり、能力を発達させていくという仮説である。

3. 幼児教育の指針

3.1 幼児教育に関する法令

教育に関する法律として先ず挙げられるのは、「教育基本法」である。「教育基本法」は戦後の教育法体系の根幹を成し、憲法の精神と理念を教育分野で宣言しているので「教育憲法」と言われ(青山学院教育研究会, 2014: 33)、戦前・戦中の基本理念であった「教育勅語」(「教育ニ関スル勅語」)から、1947年「教育基本法」、2006年の改正法へ変わってきた。

【教育基本法 第11条】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

次に重要な法律は、「教育基本法」と同時(1947年)に公布された「学校教育法」である。「学校教育法」は幼稚園から大学までの学校教育の枠組みを規定する、教育理念を具体化した法律である(青山学院教育研究会, 2014: 60)。2006年の「教育基本法」改正に対応して、2007年に「学校教育法」も改正された。

【学校教育法 第22条】

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健

やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

【学校教育法 第23条】

幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

3.2 2008年「幼稚園教育要領」改訂の背景

「幼稚園教育要領」は1956年の成立以降、1964年、1989年、1998年と改訂を重ね（柴崎，2009: 42）、2008年の改訂により幼児教育の無償化等の公的なあり方の検討が進んだ。また、この間、2007年学校教育法改正によって幼稚園が「初めての学校としての位置づけ」を明確にされた（無藤，2009: 6）。2008年に指導要領が改訂されるに至った背景には、義務教育としての学校教育は小学校から始まるものの、幼児教育の重要性が人々に浸透するにつれて小学校入学前の就園率は上昇し約100%に達している現状（無藤，2009: 6）⁽²⁾、小学校教育との連携推進等の社会情勢の変化がある（文部科学省，2008a）。

3.3 言語の扱い

「幼稚園教育要領」第2章ねらい及び内容が幼児の発達の側面として示している5つの領域は、次のとおりである（文部科学省，2008b: 59）。

- ・心身の健康に関する領域「健康」
- ・人とのかかわりに関する領域「人間関係」
- ・身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」
- ・言葉の獲得に関する領域「言葉」
- ・感性と表現に関する領域「表現」

「幼稚園教育要領」の区分に従えば、母語の習得は「言語の獲得に関する領域『言葉』」に相当する⁽³⁾。

では、「幼稚園教育要領」には幼児の言語についてどのように書かれているだろうか。

1956年に「幼稚園教育要領」は成立し、増加する幼稚園に学校教育経験者が下りてきたことから領域が教科的に扱われるようになり（森上, 2014: 354）、幼稚園教育の目標が「ことばの正しい使い方を身につける」だったため、正しい言語を子どもに注入する傾向が見られた（森上, 2014: 361）。

1964年に「幼稚園教育要領」は初めて「告示」され、法的拘束力を持った（鈴木, 2013: 12）。

1989年「幼稚園教育要領」では、小学校の領域名と同じである「言語」から現行の「言葉」へと変更され、「正しく」を強調するような形式的な指導方針が改められた（鈴木, 2013: 14）。「心で深く感じたこと、納得したことなどを自分なりの表現であらわし、真に相手に伝えたい人間関係のもとでコミュニケーションが大切にされ」るようになり（森上, 2014: 361）、教師が子どもに一方的に教える「伝達型の指導」ではなく、子どもと教師が相互に作用を及ぼす「コミュニケーションとしての指導」に変わった（森上, 2014: 362-363）。

1998年「幼稚園教育要領」は、1989年「幼稚園教育要領」の趣旨を引き継ぎ、「生きる力の基礎」を育むことが明示された（鈴木, 2013: 15）。

1998年から2008年への「幼稚園教育要領」の変更点は「幼稚園教育要領 新旧対照表」を照らし合わせると（文部科学省, 2008c: 10-11）、「言葉」のねらいに2箇所認められる。一つは、2008年「幼稚園教育要領」内容（2）「したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する」で、「考える」という動詞が付け加えられ表現も若干変更されている点である。もう一つは、2008年「幼稚園教育要領」内容の取扱いとして（2）「幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること」が新たに付言されていることである。

3.4 規範意識の扱い

近代学校教育において国民教育、つまり国家にふさわしい国民をいかに養成するかは最も大きい課題とされ、教育は公共性・ナショナリズムの観点から論じられている。例えば、ナショナリズムと教育に関して、子どもの発達の初期段階にはナショナリズムと認められる傾向が見られなかったというPiagetの研究を踏まえて、ナショナリズムの意識は家庭・地域の行動様式を通じて祖国を指示する言葉・シンボルに対応することにより、特に学校教育で定着されると結論づけられている（久保, 2014: 428）。

実際の教育現場で参照される「幼稚園教育要領」ではどう扱われているだろうか。新旧対照表より（文部科学省, 2008b: 2-7）、1998年「幼稚園教育要領」に記載があった第1章総則2「幼稚園教育の目標」は改訂された2008年「幼稚園教育要領」では項目が削除され、「人間関係」の「内容の取扱い」留意事項として新たに次の内容が付け加えられたことが分かる。

（5） 集団の生活を通して、幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが培わ

れることを考慮し、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりに必要性などに気づき、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。

では、規範は法律の条文にはどう規定されているだろうか。「幼稚園教育要領」の上位法である「学校教育法」には、前述のように幼稚園教育が達成する目標として次のように定められている。

【学校教育法 第23条】

- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

「学校教育法」の上位法である「教育基本法」には、教育の目標は次のように謳われている。

【教育基本法 第2条】

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、心理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

この「教育基本法」第2条に対して、近代の市民社会における国家と個人との関係を根拠に法が個人の心の在り方を定めたり公権力が介入したりすることは認められない（岡村，2004: 35）、国家が国民の心と態度を管理するもので思想・良心の自由を侵す憲法（第19条）違反である（佐貫，2006: 118）、態度は全生活を通じて子どもが自ら選び取っていくものである等々（田中，2006: 116）、法律家のみならず作家や教育学者や政治学者らによって議論されている。一方、成府の立場からは、心ではなく態度としたことで憲法19条の保障する内心の自由の侵害にあたらないと説明されている（佐々木，2009: 71-72）。それに対して、心という言葉が法律に定義がない態度に置き換えられたのではないか、態度を持ち出されると論理的・科学的な探究心が遮断され、権力者は態度を責めることで理屈をかわすことができる、と自身が受けた戦前の教育を基にした批判もある（暉峻，2006: 28-30）。

4. まとめに代えて—第一言語習得と規範意識を教育の観点から—

この半世紀余りの間に、第二言語教育の現場は、ネイティブスピーカーのレベルが言語習得の最終目標、教師が学習者に動詞等の機械的な変換練習を指示する教授法から、日常会話のように情報の移動を伴う自然な会話の練習、言語の形式だけでなく意味を重視する教え方、教師主導から学習者中心の教授法へと変遷を辿ってきた⁽⁴⁾。

1989年に改訂された「幼稚園教育要領」は、教師と子どもとの関係性、両者の意識が垂直から水平に変わり、教師が子どもに「正しい」言葉を身につけさせる謂わば矯正のような教育方法から、子どもの自主性を尊重して表現力・伝える意欲を伸ばす指導に方向転換したと評価できる。第一言語も第二言語も教育現場の変容には、本稿が見てきた言語習得理論の潮流が認められる。

2008年「幼稚園教育要領」は、それ以前の要領に「考えたり」を付加して言語の思考を深める側面、「言葉による伝え合い」を付加して言語の意味伝達の側面を重視して子どもの両面の能力を育てようとしており、言語習得の理論、Vygotskyの言語機能の概念「内言」と「外言」を教育実践に繋げようとしていることが窺える。また、「教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき」には、Vygotskyの認知発達の考え方「最近接発達領域」「足場づくり」が反映されており、インターアクションの教育効果を考慮したものと見えよう。

他方、規範意識の涵養については「幼稚園教育要領」改訂にあたり総則から「人間関係」に項目を移したに過ぎず、「正しい」言葉遣いを教えることから子どもの主体性を伸ばすことに変わった言語教育と目指す方向が逆のように感じられる。規範とは、子どもが家庭や地域社会を通してその構成員となる過程で知らず知らずのうちに、つまり暗示的 (implicit) に身に付けていく性質のものではないか。ところが、「人間関係」の「内容の取扱い」留意事項で規範の育成に言及されていることに着目すれば、子どもは義務教育を受ける以前から日本社会の規範を身につけるように躡けられ、教師は子どもを明示的 (explicit) に指導するように求められていると読み取れ、上位法である「学校教育法」「教育基本法」に、その骨子が確認できよう。

言語教育については、上記のように第一言語習得の理論に拠る「幼稚園教育要領」改訂が行われたことが理解される。規範意識については、改正「教育基本法」への批判・危惧は、ナショナルリズムの意識は家庭・地域の行動様式を通じて学校教育で定着されるとする説 (久保, 2014: 428) に、分野を異にする専門家にも異存がないことの裏返しと見ることができる。

注

- (1) 書き言葉は別として、話し言葉、つまり相手に向かって言葉を発する場面では文法的に正しい文を完結するより、言いよどんだり途中で終わったりすることのほうが、特に日本語に関しては自然であろう。
- (2) 就園率とは、幼稚園・保育所の双方の合計を意味する。
- (3) 言語の発達を表す術語として、心理学では「獲得」、言語学では「習得」を用いることが多い。
- (4) 論考の趣旨からやや逸れるように思われたので、第二言語習得の理論・外国語教育の教授法について本文での記述は控えたが、理論が第一言語教育だけでなく第二言語教育にまで及ぼした影響を振り返るため外国語教育に関して若干の説明を加える。

参考文献

- 青山学院教育研究会 (2014)『大学・学校・教育 法律実務ガイド：現場の諸問題を法律と判例で解決する』第一法規
- 内田伸子 (2008)『新心理学ライブラリ 2 幼児心理学への招待 [改訂版]：子どもの世界づくり』サイエンス社
- 岡村達雄 (2004)『教育基本法「改正」とは何か：自由と国家をめぐる』インパクト出版会
- 解説教育六法編集委員会 (2016)『解説教育六法2016 平成28年版』三省堂
- 久保義三 (2014)「教育におけるナショナルなもの」辻本雅史 (監)『論集現代日本の教育歴史 5 公共性・ナショナルリズムと教育』日本図書センター, 411-434.
- 佐々木幸寿 (2009)『改正教育基本法：制定過程と政府解釈の論点』日本文教出版
- 佐貫浩 (2006)「第二条教育の目標：教育と国民の思想・態度を国家管理する中心条項」教育科学研究会『「教育」別冊14 教育基本法の「改正」を許さない：格差と競争の教育に抗し、教育の自由を広げよう』国土社, 117-119.
- 柴崎正行 (2009)「幼稚園教育要領『総則』をめぐる」無藤隆・柴崎正行 (編)『新幼稚園教育要領・新保育所保育指針のすべて』ミネルヴァ書房, 42-46.
- 鈴木恒一 (2013)「幼稚園教育要領・保育所保育指針と領域『言葉』」成田朋子 (編)『保育実践を支える言葉』福村出版, 9-25.
- 田中孝彦 (2006)「第一条教育の目的：教育基本法の教育目的規定の原理・構造を解体するもの」教育科学研究会『「教育」別冊14 教育基本法の「改正」を許さない：格差と競争の教育に抗し、教育の自由を広げよう』国土社, 114-116.
- 暉峻淑子 (2006)『「心」ではなく『態度』ならいいのか』辻井喬・藤田英典・喜多明人 (編)『なぜ変える？教育基本法』岩波書店, 27-43.
- 日本学術会議 (2012)「言語・文学分野の参照基準原案」
- バーク ローラ E.・ウインスラー A. 田島信元・田島啓子・玉置哲淳 (訳) (2001)『ヴィゴツキーの新・幼児教育法：幼児の足場づくり』北大路書房
(Berk, Laura E. and Winsler, Adam (1995) *Scaffolding children's learning*. National Association for the education of Young Children.)
- 無藤隆 (2009)「幼稚園教育要領・保育所保育指針の改訂の背景」無藤隆・柴崎正行 (編)『新幼稚園教育要領・新保育所保育指針のすべて』ミネルヴァ書房, 2-15.
- 森上史朗 (2014)「幼稚園令 (大正十五年) から、新・教育要領 (平成元年) まで」柴崎正行 (編)『戦後保育50年史 第2巻 保育内容と方法の研究』日本図書センター, 349-363.
- ライトバウン パッツイ M.・スパダ ニーナ 白井恭弘・岡田雅子 (訳) (2014)『言語はどのように学ばれるか：外国語学習・教育に生かす第二言語習得論』岩波書店
(Lightbown, Patsy M. and Spada, Nina (2013) *How language are learned*. Oxford: Oxford University Press.)
- Spitzberg, Brian H. (1989) Issues in the development of a theory of interpersonal competence in the intercultural context. *International journal of intercultural relations*, 13, 241-268.
- 文部科学省 (2008a)「幼稚園教育要領、小中学校学習指導要領等の改訂のポイント」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1304415.htm>2017年8月12日参照
- 文部科学省 (2008b)「幼稚園教育要領解説」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1304415.htm>2017年8月12日参照
- 文部科学省 (2008c)「幼稚園教育要領 新旧対照表」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1304415.htm>2017年8月12日参照

受理日 平成29年9月14日